

芦別市立学校ホームページ運用ガイドライン

1 趣旨

本ガイドラインは、芦別市立学校ホームページ（以下「ホームページ」という。）を公開するにあたり、適正なホームページの管理運営について必要な事項を定めるものとする。

2 ホームページ開設の目的

学校からの保護者や地域に対する情報発信・情報伝達をより効率的に行い、地域に開かれた学校づくりを推進することを目的とする。

3 ホームページの管理運営

- (1) ホームページの管理者は学校長とする。
- (2) 管理者は、ホームページの円滑な運営のため、運用責任者を置く。
- (3) ホームページの制作（作成、更新及び削除をいう。以下同じ。）は、教職員が行う。
- (4) 運用責任者は、ホームページの制作者を招集しホームページの内容について検討を行うとともに、ホームページの適切な運営に努める。
- (5) ホームページの制作者は、管理者に承認と公開を依頼する。（管理者が不在の場合は運用責任者に対して依頼する。以下同じ。）
- (6) ホームページの公開にあたっては、管理者がその内容を確認し公開の可否を決定し、承認処理を行う。
- (7) ホームページについての情報は、適宜、児童生徒、保護者等に周知する。

4 ホームページの内容

(1) 掲載する内容

① 基本項目

学校名、所在地、交通手段、連絡先、沿革、校歌、校訓、教育目標、教育内容、日課表など。

② 年次更新項目

校長挨拶、学級数、児童生徒数、年間行事予定など。

③ 随時更新項目

児童生徒の教育活動（授業、学校行事、作品など）の様子、行事予定、配付文書（学校だより、保健だよりなど）、コミュニティスクールなど。

④ その他

教育的効果があると認められるもの又は広く学校を知ってもらう上で必要と認められるもの。ホームページから他に対するリンクは、教育的効果に十分配慮し設定する。

(2) 掲載してはならない内容

① 教育上不適切なもの。

② 特定の個人に不利益をもたらすもの。

③ 児童生徒及び教職員のプライバシーを侵害する恐れのあるもの。

④ 著作権等の知的所有権を侵害する恐れのあるもの。

⑤ その他、ホームページとしてふさわしくないと判断したもの。

5 個人情報の取り扱い

(1) 学校行事や教育活動の写真や児童生徒の作品等は掲載することができる。ただし、児童生徒の人権及び安全確保のため、個人を特定できる情報（氏名、住所、生年月日、電話番号、家族構成、身体的特徴等）は掲載しない。

(2) 写真等についての取り扱い

① 集合写真や活動風景写真など、効果的であると判断した場合は、本人と保護者の了承を得たうえで掲載することができる。ただし、掲載した内容について、本人や保護者から内容の訂正又は削除の要請、著作権侵害の指摘を受けた場合は、管理者は速やかに対応する。

② 絵や作文など、学習の成果としての児童生徒の作品の公開にあたっては、本人と保護者の了承を得るものとする。

6 日常の管理

管理者は、定期的にホームページの内容について確認し、不足する内容や更新されていない記事がある場合は、ホームページの制作者に対して必要な指示を行うなど、ホームページの適正化を図る。

7 ホームページの公開期間等

ホームページの公開期間は、年度単位を基本とする。また、必要な内容については、バックナンバーとして保存、閲覧可能な状態で公開するなど継続掲載し、情報の蓄積にも配慮する。

8 本ガイドラインの見直し

このガイドラインの内容について見直しの必要が生じたときは、教育委員会と学校が協議のうえ見直しを行う。

9 本ガイドラインの公表

本ガイドラインは、ホームページ上に公表する。

附 則

このガイドラインは、令和4年10月1日から施行する。